

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約監視委員会設置要項

平成21年12月4日

機 構 長 裁 定

最終改正 平成28年3月31日

(目的)

第1条 この要項は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定。以下「総務大臣決定」という。）に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、委員会の組織・委員・審議事項について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 総務大臣決定に基づく調達等合理化計画（以下この号及び次号において「調達等合理化計画」という。）の策定又は改定の案（形式的な改定については改定後の調達等合理化計画）の点検
 - 二 調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価の案の点検
- 2 委員会は、前項第一号及び第二号に規定するもののほか、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が締結した契約（少額随意契約を除く。）の契約手続に関しての報告を受けるとともに、その報告を基に次の各号に定める事項について審議する。
- 一 前回の調達において一者応札・応募となったもの
競争性確保のための改善方策の妥当性、契約金額の妥当性の点検
 - 二 新たな随意契約 随意契約事由の適正性、契約方式の妥当性の点検
 - 三 契約予定の案件に対する指導・助言等
- 3 第一号及び前号並びに次項に規定するもののほか必要な事項について審議する。

(委員及び任期)

- 第3条 委員は客観的に契約についての審議等を行う能力を有する者から機構長が委嘱する。機構長は、外部有識者を委嘱する場合は、あらかじめ文部科学大臣の了解を得るものとする。
- 2 委員会は、監事2人を含む3人以上で構成する。
 - 3 委員の任期は、委嘱後2年を経過した後の年度末までとする。ただし、委員の欠員による補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、監事についてはその任期によ

る。

- 4 委員は再任することができる。
- 5 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長)

第4条 委員会には委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として年1回以上開催する。

- 2 委員会は非公開とし、議事の概要はこれを公表する。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は審議結果に基づき、機構長に対して意見の具申及び勧告を行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は委員会に係る業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは委員の職を退いた後も継続する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は監査室において行う。

(その他)

第9条 委員会の運営に必要な事項は、この要項に定めるほか、委員会において定めるものとする。